

令和6年度

いじめ防止基本方針

鹿児島市立坂元台小学校

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

学校生活においては、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を人間関係づくり等の取組によって育てることを大切にしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部は除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(2) いじめに向き合う教職員の基本姿勢

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員は、「見つめる:M」「思いをめぐらす:o」「向き合う:m」のMomの基本姿勢で子どもに深く寄り添うことが求められる。

また、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けては、教員一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、ささいな子どもの変化に気付く力を高めるための各種研修会の機会を設けるなど、いじめ問題への認識を深めることが必要である。

(3) いじめの早期発見・認知

校内の教職員で構成された校内組織での調査や事実関係の把握に加え、事案によっては、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」に基づいた外部専門家等を活用して、いじめの早期発見や認知などを行う。

(4) いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた児童の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

- いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた児童の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・ 外見的にはけんかやふざけ合いのように見える場合など
 - ・ インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など
- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまった場合
 - ・ 軽い言葉で相手を傷つけた加害者が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再構築できた場合 など

3 具体的ないじめの態様

- **冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる**
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる。
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる。
 - ・ 「消えろ」「死ね」「殺す」などと存在を否定される。
- **仲間はずれ、集団による無視をされる**
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない。
 - ・ わざと会話をしない。
 - ・ 席を離す、避けるように通る。
- **軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする**
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする。
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる。
- **ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする**
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
 - ・ プロレスごっこ、ボクシングごっこ等と称して、暴力をふるう。
- **金品をたかられる**
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される。
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが、返却されない。
- **金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする**
 - ・ 靴を隠される。
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる。
- **嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする**
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる。
 - ・ 人前で衣服を脱がされる。
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる。
- **パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる**
 - ・ SNS（LINE、フェイスブック、ツイッターなど）に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や見られたくない写真を掲載されたりする。
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる。
 - ・ SNSのグループからわざと外される。

4 いじめの未然防止

いじめはどの学級にも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員で取り組む。

(1) 学校教育活動全体を通した豊かな心の育成

- 授業では、児童の能力・個性や興味・関心等に応じた学習活動を推進し、「分かる・できる喜び」を味わわせる。
- 道徳科では、授業の充実を図り、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心の醸成に努める。
- 全教育活動において、自他を大切にして、互いに高め合う人間関係づくりに取り組み、生命尊重の精神や自尊感情を高める人権教育の推進・充実を図る。
- 学年・学級経営では、子どもと職員、子ども同士の信頼関係を確立させる。

- 行事や児童会活動等を通しては、学級・学年・学校の集団への帰属意識・連帯感の高揚を図る。

(2) 児童や学級の状況の把握

- 児童一人一人の個性や児童間の人間関係、家庭環境等の把握と指導助言
- 授業中、休み時間、掃除、給食時間の子どもの言動の観察

(3) 児童のいじめ防止の主体的な取組

- 学級活動(話し合い活動)や児童総会でのいじめ防止についての話し合いの場の設定
- 「ニコニコ月間」期間中のポスター・標語の作成と掲示
- 人権集会(人権教室・人権学習)における学級の実態に即した学習や活動の実施(全学級)
- 事例研究を通して、職員間で各学級の現状と課題の共通理解を図り、組織的対応を検討(各月)

5 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにしていく。

そこで本校では、児童のささいな変化に気付く力を高めるために、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高くし、教職員相互(職員朝会や連絡会、学年会等)が児童の情報について共有することができるようにしていく。また、次のような措置を全職員で共通実践し、必要に応じて関係機関と連絡を取り合えるようにしていく。

- アンケートの定期的な実施や「学校楽しいーとの活用」による情報の収集・共有
- 県教育委員会作成の「いじめ対策必携」の活用
- 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有
- スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用
- 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施
- 児童への日常的な声掛けや生活ノート、日記、観察等による心情把握
- 児童・保護者から担任や職員への相談しやすい雰囲気づくりの醸成

早期発見のための6項目	担 当	具体的な取組
○ アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導主任 人権同和教育係	・いじめアンケート・ニコニコチェックの活用(各学期2回)
○ 県作成の「生徒指導提要」の活用	生徒指導主任	・校内研修や学年会での読み合わせと確認(学期初め, 問題発生時)
○ 定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・全保護者対象の教育相談(年間を通して) ・学校楽しいーと活用
○ スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	教頭 教育相談係	・スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の案内文の配付と周知(4月・随時)
○ 管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	全職員	・朝、休み時間、昼休み時間の校内巡視
○ 学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学年主任	・学校便りや学年通信, PTAの会合 ・学校評議員会, 校区まちづくり協議会

6 いじめの早期対応・対応

いじめの兆候を発見した時、問題を軽視することなく、迅速かつ的確に対応する。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先とし、情報を共有して組織的な対応をしていく。必要に応じて、市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

(1) いじめを受けた児童への対応

- いじめを受けている児童を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信をもたせる。
- 関係児童だけでなく、周囲の児童からも事情を聴き取り、全職員で情報の共有を図る。

(2) いじめを行った児童への対応

いじめを行った児童から、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する児童の事実関係を明らかにする。

その上で、傷ついた相手の気持ちを理解させ、深い反省とともに再発防止に係る指導を確実に行う。さらに、組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。

(3) いじめを受けた児童の保護者への対応

- 話合いの機会を早急にもつ。
- 誠意ある対応に心がける。
- 学校が把握していることについて伝えるとともに、家庭での様子についても話し合う。
- 必要に応じて家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

(4) いじめを行った児童の保護者への対応

- 学校で調べて明らかになった事実関係やいじめられている児童、保護者の心情を正確に伝える。
- 学校としての指導方針を伝えるとともに家庭での指導・見守りを依頼し、今後の取組について話し合う。

学校は、双方の保護者との連絡を密にし、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(5) いじめが解消された状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

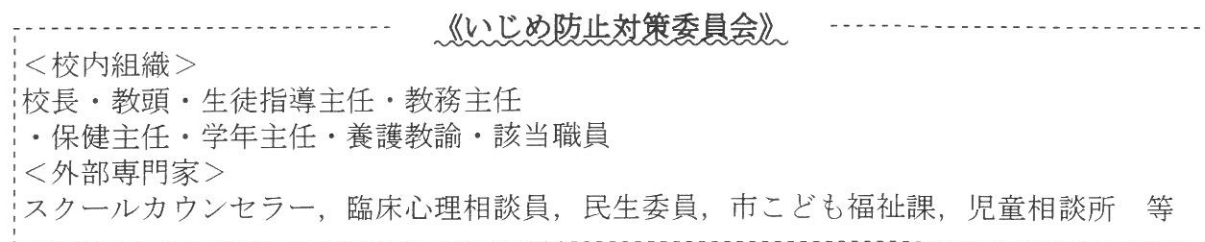
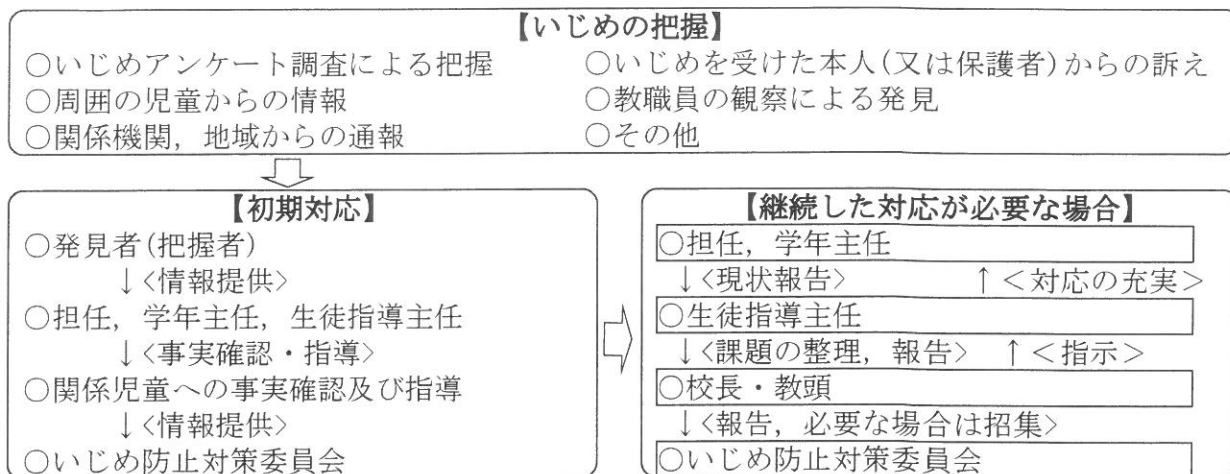
② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

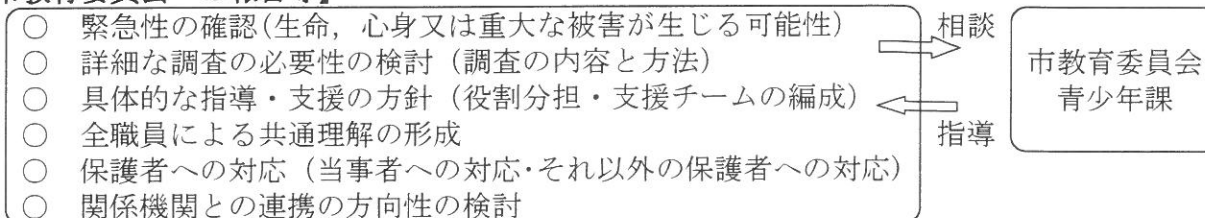
学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

[いじめ問題等への基本的な対応の流れ]



【市教育委員会への報告等】



[主な対応と留意点]

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
	【担当】 ○学級担任 ○養護教諭 など	【担当】 ○学級担任 ○学年主任 ○生徒指導主任等	【担当】 ○学級担任 ○学年主任 ○生徒指導主任等
主 な 対 応	① いじめを受けた児童を必ず守るという姿勢で，秘密を守ることを約束し，事実確認を丁寧に行う。 ② つらさ，悔しさ等を受け止め，本人の意思を確認しながら今後の対応を一緒に考える。 ③ 一人で悩まずに誰にでも相談をするよう支援体制を感じるができるようにする。 ④ 良い点を励ますなど自信回復への積極的支援を行う。 ⑤ 自己肯定感を回復できるように，学級の集団	① いじめの行為に至った背景などを把握できるよう，思いを大切に聞き取りながら，事実確認を確実に行う。 ② 本人からの情報と，周りの児童からの情報も収集し，客観的事実を把握する。 ③ 集団によるいじめも視野に入れ，集団の力関係や一人一人の言動を適切に分析して，当事者としての自覚や反省につながるよう対応する。 ④ 今後の対応についての説明を行い，いじめを受けた相手の心の傷の解消とともに，自分自身の心身のバラ	① いじめを受けた児童の立場に立ち，いじめは人の命に関わることで絶対に許されないことや解決に向けてどうしたらよいか考えさせる。 ② はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為も，いじめを肯定していることを理解させ，知っている情報を出し合わせる。 ③ 自分たちの言動や生活の様子を深く見つめさせ，人を傷つける行為などが放置されていないか課題意識をもたせる。 ④ いじめを訴えることはチクリではなく，いじめ

	<p>にとけ込みやすい雰囲気作りや活躍の場づくりを支援する。</p> <p>⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず、その後の行動や心情を継続して見守る。</p>	<p>ンスが崩れないよう努めていくことを伝える。場合によっては、警察等の協力や出席停止等の措置をとることも考えておく。</p> <p>⑤ 学校生活に目的をもたせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。</p> <p>⑥ いじめを行った児童の家庭との連携を深め、再発防止に努める。</p> <p>⑦ いじめが解決したとみられる場合でも、継続して十分な注意を払い、人間関係の状況にアンテナを高くしておく。</p>	<p>をなくすための行為であることを伝え、再発防止、未然防止に努めるよう指導する。</p> <p>⑤ 集団の権力関係などに注視し、よりよい人間関係が構築された集団となるよう学級経営等の充実に努める。</p>
留意点	<p>○ いじめの様態によって、その深刻性を踏まえ、自宅まで送り届けるか、保護者の引き取りを依頼する。</p> <p>○ 家庭との連携には細心の配慮とともに進め、心のケアを重視し、寄り添った関りを行う。</p>	<p>○ 被害児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させる。</p> <p>○ いじめは人間として許されない行為であることを自覚させる。</p> <p>○ いじめの行為に至った背景を基に教育配慮とともに見守りを続ける。</p>	<p>○ 自分の問題としてとらえさせ、いじめにつながることは早めに先生や親、家族の人に知らせることを伝える。</p> <p>○ いじめは人間として許されない行為であることを自覚させる。</p>
保護者への対応	<p>○ いじめを発見したその日のうちに家庭訪問等で直接事実関係を伝える。</p> <p>○ 学校の把握している事実や経緯を伝える。</p> <p>○ 今後の対応や指導方針について伝え、SCなどの相談体制についても説明する。</p> <p>○ 保護者の気持ちを十分に尊重し、不安の軽減に努める。</p> <p>○ 家庭での児童の様子に留意していただき、安心できる環境づくりを進めることを確認する。</p> <p>○ 緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出にも対応する。</p>	<p>○ いじめられた子どもや保護者の気持ちに共感できるように、学校が把握している事実や経緯等を正確に伝える。</p> <p>○ 「いじめは決して許されない行為」という共通認識を基に、明らかになった事実からいじめる立場にいたことを受け止めることができるように丁寧に対応する。</p> <p>○ いじめを受けた側の心の傷に対し、保護者同士の支援と協力について理解を求める。</p> <p>○ いじめを受けた児童の保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。</p> <p>○ 児童のよりよい成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。</p>	<p>○ 個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の下、学級PTA等で事実経過や児童の様子について説明する。</p> <p>○ 学級の子どもたちが様子を積極的に伝え、安心できる状況を整えていく。</p>

いじめ防止7

【いじめの解消】

- いじめの行為が少なくとも3か月間経過した状態を確認（客観的な事実に基づいて）
- 更に長期の期間が必要な場合、学校、または、いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定
- 当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を継続

【再発防止に向けた取組】

- 事実関係の整理、指導方針の再確認
- 生徒指導・教育相談体制の検討
- 必要に応じ、外部専門家の派遣要請
- 学年・学級経営の見直し(信頼関係の構築)
- 児童理解の情報の共有
- 必要に応じ、保護者会の実施
- 関係機関・地域との連携強化
- 定期的な面談(保護者・児童)

7 年間計画

	いじめ防止対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「基本方針の確認」 ○職員研修(児童理解)	○学級開き ○「いじめ問題を考える週間」 ○スクールカウンセラーの周知	○身体計測	○学級PTA ○授業参観 ○学校運営協議会
5月	○委員会開催	○一日遠足 ○「ニコニコ月間」の取組(標語)	○いじめアンケートの実施	○教育面談
6月		○「ニコニコ月間」の取組 ○不登校を考える週間	○ニコニコチェック	○日曜参観 ○小中連携研修会 ○校外生活指導連絡会
7月 8月	○委員会開催	○人権作文・ポスターへの取組 ○情報モラル指導		○授業参観、学級PTA ○学校運営協議会
9月		○「いじめ問題を考える週間」 ○身体計測	○いじめアンケートの実施	○学級PTA
10月	○委員会開催	○情報モラル指導	○ふれあい相談	
11月		○いのちの授業(5/6年) ※3/4年と隔年実施	○ふれあい相談 ○ニコニコチェック	○学級PTA ○坂台オープンスクールウィーク ○学校運営協議会
12月	○委員会開催	○人権週間の取組		
1月		○「いじめ問題を考える週間」	○ニコニコチェック	○幼保小連絡会
2月	○事例研修会	○6年生を送る会 ○お別れ遠足	○いじめアンケートの実施	○学校運営協議会 ○授業参観、学級PTA
3月	○委員会開催			
通年	○校内外のいじめに関する情報収集 ○対応策検討 ○委員会開催(随時)	○ミニ事例研・生徒指導情報交換会 ○「道徳の時間」の指導の充実と事後指導 ○日常観察 ○情報モラルの指導 ○集会での講話	○毎日の健康観察 ○チャンス相談 ○家庭訪問(随時)	○教育相談(随時) ○あいさつ運動 ○校区あいご会・校区まちづくり協議会・民生委員との連携

8 いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の意味と事態例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(法第28条第1項 第1号に係る事態)

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な障害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神症の疾患が発症した場合

※「重大な被害」とは、児童の心情を踏まえて、判断していく必要がある。
※児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、学校から市町村教育委員会に報告・相談し、対応する。

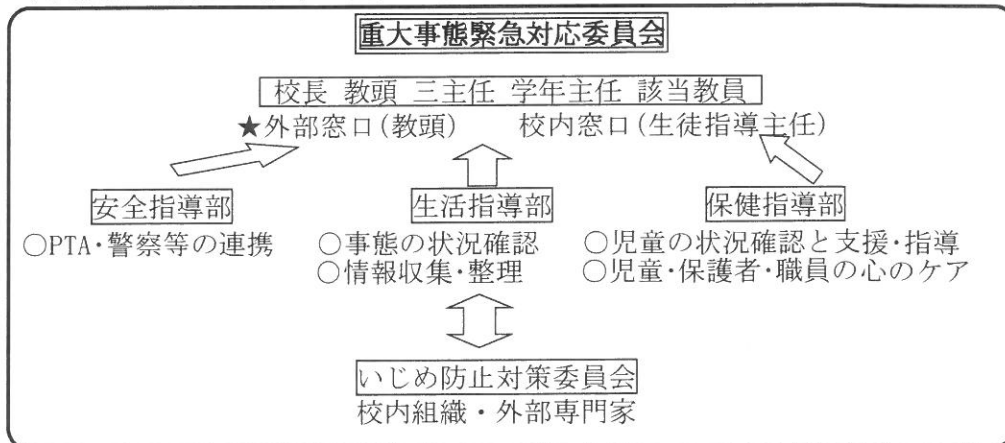
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
(法第28条第1項 第2号に係る事態)

※ 「相当の期間」とは、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に着手。

(2) 重大事態への緊急対応

- 重大事態を認知した場合は、学校は、市教育委員会へ報告する。
- 全校体制による緊急対応
 - ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
 - ・ 児童の状況確認と支援・指導、児童・保護者・教職員の心のケア
 - ・ P T A・警察・民生委員などとの連携
 - ・ 市教育委員会からの指導・支援
 - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラー等の緊急派遣要請

(3) 事実関係の調査と結果の提供・報告



因果関係の特定を急がず、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を次のことに留意して のことについて速やかに調査を行う。

- いつ(いつ頃から) ○どこで ○誰が ○何を、どのように(態様)
- なぜ(人間関係の状況や学校の対応に関する課題など)

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、聴き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上のプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

- ・ いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査
- ・ 情報を提供してくれた児童等の安全確保
- ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視の実施等

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合(いじめられた児童が入院又は意識不明等の症状や死亡した場合)、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。

- ア いじめられた児童及びその保護者に対して
 - 調査方法や調査内容について，十分説明し，合意を得ておく。
 - 調査経過についても，適時・適切な方法で報告する。
- イ 調査対象の児童及びその保護者に対して
 - 調査によって得られた結果については，分析・整理した上で，いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し，承諾を得ておく。
- ウ いじめを受けた児童やその保護者に対して，事実関係等その他の必要な情報を説明する。また，学校は市教育委員会に報告する。

(4) その他留意事項

- 報道取材等への対応は，プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，市教育委員会の指導を受けながら対応する。

(5) 関係機関

関係機関	電話番号
鹿児島市教委青少年課	227-1971
鹿児島市教委青少年課青少年育成センター	227-1972
県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島市中央警察署	222-0110
県総合教育センター教育相談課	294-2200
県中央児童相談所（面談は要予約）	264-3003
県こども総合療育センター（面談は要予約）	265-2400
鹿児島市子ども福祉課	216-1262
坂元小学校	229-0290
坂元中学校	220-5660

9 その他

- 学校いじめ防止基本方針を，学校のホームページで公表し，児童一人一人のいじめの防止への理解と認識を深め，実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- 学期末に，定期的な点検・見直しを行い，これに基づいた必要な措置を行い，学校いじめ基本方針を更新していくようにする。

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。



◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においてもいじめがあったものとして取り扱ってください。



◆ 具体的な事例で確認してみましょう。

---事例---

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

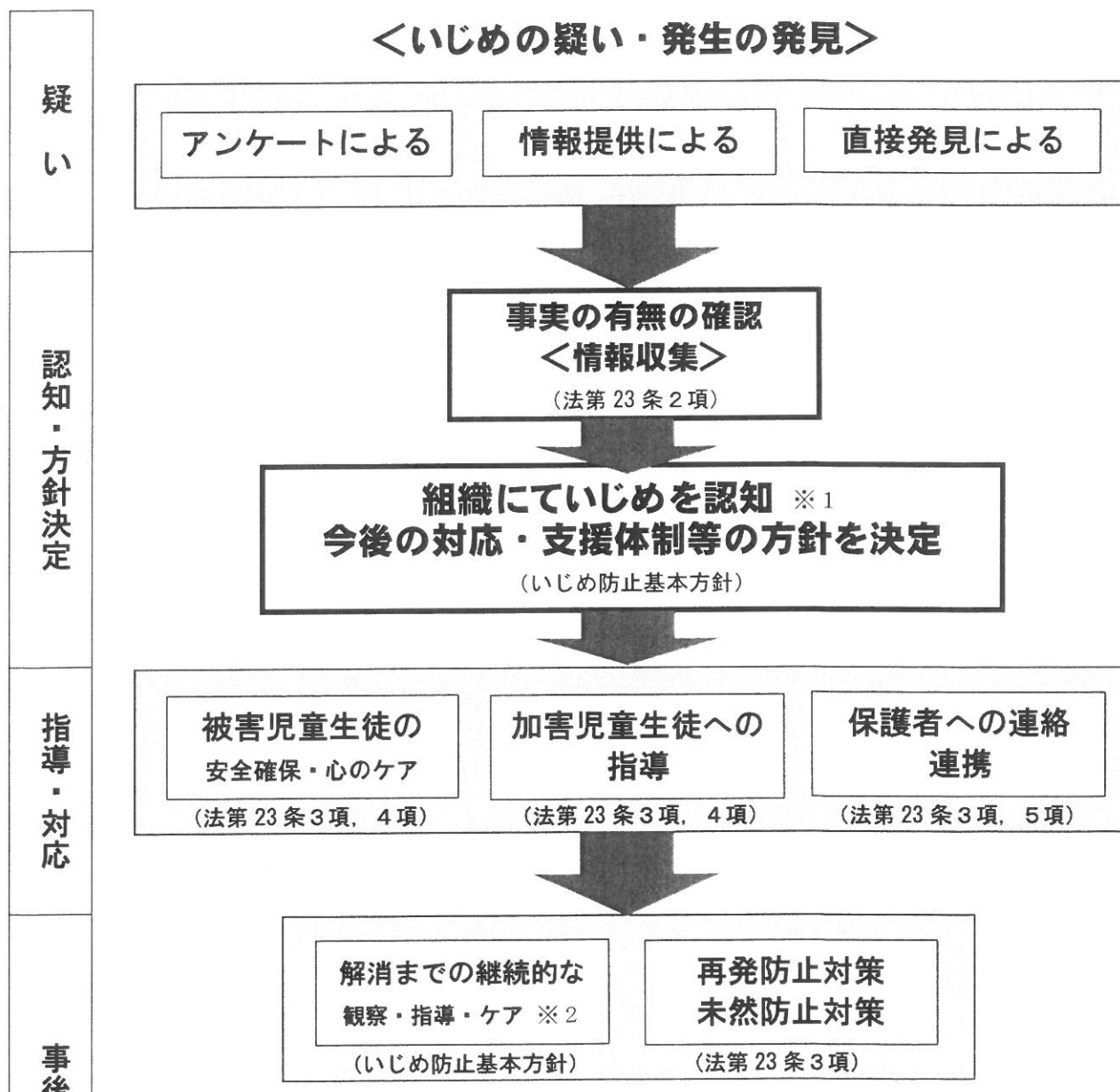
いじめ対応のフロー図

鹿児島県教育庁義務教育課

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう
 (いじめ防止対策推進法第2条1項)

2 いじめ対応の主な流れ



※1 その結果について教育委員会に報告。教育委員会は、必要に応じ、その学校に対して必要な支援や指示、又はその事案に対する調査を行う。重大な被害が生じた疑いがある場合は、重大事態が発生したものとして対応に当たる。(法第23条2項, 24条, 28条)

※2 いじめは3か月の経過観察と、被害児童生徒・保護者との面談等を経て解消となる。

くいじめ問題への対応に当たって特に留意すべき事項

鹿児島県教育委員会

1 いじめ事案への対処に関する主な法的留意事項

いじめ防止対策推進法において、いじめ問題への対応については、学校及びその設置者において対応することとされており、同法のほか、同法に基づき策定された基本方針やガイドライン等に基づき、特に以下の点に留意しつつ、適切に対応するようお願いします。

- ① 被害児童生徒やその保護者に対する支援，加害児童生徒に対する指導及びその保護者に対する助言については複数の教職員により継続的に行うこと。(法第23条3項)
- ② 必要に応じ，加害児童生徒は別の教室で学習を行わせるなど，被害児童生徒が安心して教育を受けられるための措置を講ずること。(法第23条4項)
- ③ 保護者間で争いが起きることのないよう，情報を保護者と適切に共有すること。
(法第23条5項)
- ④ いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないこと。また，いじめが「解消している」状態とは，少なくとも3か月以上いじめの行為が止んでいる，及び被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる状態のことをいい，その確認に当たっては，被害児童生徒及びその保護者に対し，面談等で行うこと。(いじめ防止等のための基本的な方針)

2 いじめ事案に関する相談等

県教委は，いじめ防止対策推進法や地方教育行政法に基づき，市町村教育委員会に対し，指導・助言・援助等を行うことができるとされています。このため，判断に迷ったり，対応に疑義が生じたりする場合には，遠慮なく，県教委に相談してください。

※ 特に，別添「いじめ事案に関する相談票」の相談項目に該当する事案が発生した場合には，「いじめの重大事態」に発展する可能性があることから，法や基本方針，ガイドライン等に基づき，とりわけ，慎重な対応をとることが求められます。市町村教育委員会におかれては，重大事態に発展しそうな事案が発生した際には，相談票も活用しながら，各教育事務所に相談していただければ幸いです。(鹿児島市教委は学校教育生徒指導班へ)

3 学校からのいじめ報告書の記載に関する留意事項

学校から市町村教育委員会へのいじめ事案の報告に関しては，丁寧かつ迅速な対応が求められることから，発生時から段階に分けて行わせることとし，単に解消の段階での報告のみとはさせないようにしてください。また，報告に当たっては，少なくとも，以下の事項を記載させるようにし，事案について適切な指導・助言ができるよう努めてください。

- ① 事案の発生
事案発生の日時及び発見のきっかけ等。
- ② いじめの認知
誰（組織）がいつ（日時）どのような理由で認知したか。
※ 認知に至らなかった事案も，その理由とともに報告（法第23条2項）
- ③ 被害・加害児童生徒及びその保護者等への対応
認知後どのような対応を行い，謝罪に至ったか。
- ④ 謝罪後の対応
謝罪から解消まで誰にどのような対応を行ったか。
- ⑤ 解消の判断
誰（組織）がいつ（日時）どのような確認方法で解消と判断したか。

※ 各市町村教育委員会においては，所管する学校に対して，日頃から，少なくとも上記のことは記録に残しながら対応するよう指導を徹底してください。

いじめられている子どもの出すサイン

「いじめ対策必携より」

生活場面等	観 察 の 視 点 (特に、変化が見られる点)	気になる子ども	
学 校 生 活	朝の会	<input type="checkbox"/> 遅刻、欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際、声が小さい。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつむきかげん。	
	授業の開始時	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。などが散乱している。 <input type="checkbox"/> 用具、机、椅子などが散らわっている。 <input type="checkbox"/> 周囲が何となくさわついている。 <input type="checkbox"/> 席を替えられていない。	
	授業中	<input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる。 <input type="checkbox"/> 筆圧痛、腹痛などを訴え、保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> いじめやアダ名で呼ばれる。 <input type="checkbox"/> 正しやかからかいを受けられている。 <input type="checkbox"/> 不まじめな態度で授業を受ける。(※) <input type="checkbox"/> ぶさけた質問をする。(※) <input type="checkbox"/> グループ分けを孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> テストを白紙で出す。(※)	
	休み時間	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> わけのない下等廊下を歩いている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る。(※) <input type="checkbox"/> 仲間なしでトイレに行く。(※) <input type="checkbox"/> 遊びの中でいじめられている。 <input type="checkbox"/> 集中してボールを打つ。 <input type="checkbox"/> 遊びやゲームで負けることが多い。	
	給食時	<input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 好きな物を級友に譲る。(※) <input type="checkbox"/> 好きな物をいらずに配膳される。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる。	
	清掃時	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。(※) <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする。(※) <input type="checkbox"/> さぼること多くなる。(※)	
	放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 <input type="checkbox"/> 顔にすり傷や鼻血の跡がある日がある。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている日がある。(※) <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持って帰る。(※) <input type="checkbox"/> 部活動(少年団活動)に参加しなくなる。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する。(※)	
	その他	<input type="checkbox"/> 教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、 <input type="checkbox"/> やぶられたりしている。 <input type="checkbox"/> 刃物など、危険な物を持する。 <input type="checkbox"/> 靴、傘など、持ち物を隠される。 <input type="checkbox"/> うつむきがちで視線を合わせない。 <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 <input type="checkbox"/> 教材費、写真代などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる。(※) <input type="checkbox"/> 校則違反、万引などの問題行動が目立つようになる。(※) <input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。	

いじめに気付く家庭生活でのチェックポイント

「いじめ対策必携より」

生活場面等		観察の視点 (特に、変化が見られる点)	気になること
家庭生活	○表情・体調は？	<input type="checkbox"/> 表情が暗くなり、何か考え事をしている。 <input type="checkbox"/> 落ち着きがなくなり、おどおどする。 <input type="checkbox"/> よくため息をつく。突然、涙を流す。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザ・傷がある。 <input type="checkbox"/> 食欲がなく、元気がない。	
	○友達？	<input type="checkbox"/> 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。 <input type="checkbox"/> 友達関係が変化している。 <input type="checkbox"/> 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増える。	
	○言動は？	<input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォンの着信音をとても気にする。 <input type="checkbox"/> 急に無口になったり、「死にたい。」ともらしたりする。 <input type="checkbox"/> 学習意欲をなくし、勉強が手につかない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体調不良を訴え、登校を渋る。 <input type="checkbox"/> 「転校したい」等と言い出す。 <input type="checkbox"/> 家庭から品物やお金を無断で持ち出す。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなり、言うことを聞かない。	
	○お金・服装・持ち物は？	<input type="checkbox"/> 買った覚えのないものを持っている。 <input type="checkbox"/> 与えた以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 帰宅したとき、衣服の汚れや破れがある。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きされたり、破られたりしている。 <input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなり、使いみちを言わない。 <input type="checkbox"/> 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたりする。	
	○その他	<input type="checkbox"/> 必ずフィルタリングを設定する。 <input type="checkbox"/> 時々、子どものスマートフォン等の機器をチェックするなど使い方を見守る。 <input type="checkbox"/> 使ってもよい時間やサイトなどの家庭内のルールを決める。	

「夏季休業前後等における生徒指導等の確認事項（チェックリスト例）」

時期	種類	印	内 容
夏季休業前・中 出校日を含む 始業式当日 始業式以降	児童生徒の様子	<input type="checkbox"/>	健康観察において、気になることはないか。 （顔の表情、睡眠、食欲、体調面、怪我、病気等）
		<input type="checkbox"/>	極端に、体重が落ちたり、あざ等の外傷が見られる児童生徒はいないか。
		<input type="checkbox"/>	家に帰りたがらない児童生徒はいないか。
		<input type="checkbox"/>	二学期からの登校に「不安」を抱えている児童生徒はいないか。
		<input type="checkbox"/>	孤立している児童生徒はいないか。
		<input type="checkbox"/>	いつもと違って、極端にはしゃいでいる児童生徒はいないか。
		<input type="checkbox"/>	部活動や少年団活動で、大きな変化はないか。 （急に行かなくなった、レギュラーではなくなり落ち込んでいる等）
	課題	<input type="checkbox"/>	課題等で、困っている児童生徒はいないか。 （提出が間に合いそうにない。分からない。無くしてしまった等）
	家庭との連携	<input type="checkbox"/>	保護者と連絡が取れない児童生徒はいないか。（出校日も）
		<input type="checkbox"/>	家庭において、急激な変化があった児童生徒はいないか。 （家族の病気、保護者の入院、離婚等）
	<input type="checkbox"/>	児童生徒の住所（普段、生活する場所）に、変化はないか。	
SNS	<input type="checkbox"/>	SNSやゲーム等で、昼夜逆転になっている児童生徒はいないか。	
	<input type="checkbox"/>	SNS等の利用で、「不安」や「困っている」児童生徒はいないか。 （自分のことを悪く書かれている。誹謗中傷などがある。）	
相談	<input type="checkbox"/>	気になる児童生徒、保護者への声かけなど、組織で実施したか。	
	<input type="checkbox"/>	24時間対応可能な相談窓口（かごしま教育ホットライン24）を周知しているか。（0120-783-574、099-294-2200）	
	<input type="checkbox"/>	「かごしま子供SNS相談・通報窓口」を周知しているか。	
			<特に留意して取り組む内容>
	<input type="checkbox"/>	対面での本人確認ができない児童生徒はいないか。 （電話なし。電話が繋がらない。家庭訪問をしても誰もいない。）	
	<input type="checkbox"/>	健康観察において、気になることはないか。	
	<input type="checkbox"/>	「生活の記録」等に本人や保護者から、「不安や悩み」等の記載はないか。	
	<input type="checkbox"/>	課題等を当日、取りに帰らせる指導をしていないか。	
	<input type="checkbox"/>	二学期が始まるに当たり、児童生徒が「やる気」をもつ働きかけを行っているか。	
	<input type="checkbox"/>	一学期から不登校傾向だった児童生徒の確認・保護者との連携が取れているか。（電話連絡、家庭訪問等による確認、保護者との関係づくり等）	
	<input type="checkbox"/>	担任等が不在の場合の指導・連絡体制が取れているか。	
	<input type="checkbox"/>	健康観察において、気になることはないか。	
	<input type="checkbox"/>	気になる児童生徒だけでなく、一人一人の児童生徒理解に努めているか。	
	<input type="checkbox"/>	児童生徒が、「困っていること」「不安に思っていること」を気軽に相談できる体制はできているか。 （教育相談の実施、アンケート、相談窓口の紹介等）	
	<input type="checkbox"/>	「生活の記録」等に本人や保護者から、「不安や悩み」等の記載はないか。	
	<input type="checkbox"/>	体育大会、運動会等への行事等に、児童生徒が意欲をもって取り組める関わりや工夫がなされているか。	